自動車事故対策費補助（自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業の部）に関する運用方針

	平成10年 6月17日	自　保第128号の3
改正	平成13年12月14日	国自総第10044号
改正	平成16年 4月 7日	国自総第 13号の2
改正	平成17年 4月 6日	国自総第 6号
改正	平成18年 3月31日	国自総第597号の2
改正	平成18年 7月26日	国自総第207号
改正	平成19年 3月23日	国自総第554-2号の2
改正	平成20年 3月14日	国自総第482号の2
改正	平成21年 3月10日	国自旅第343号
改正	平成22年 3月19日	国自旅第327号の2
改正	平成23年 3月25日	国自旅第229号の2
改正	平成24年 3月30日	国自安第 96号の2
改正	平成24年10月19日	国自安第 91号
改正	平成25年 5月15日	国自技第 15号の2
改正	平成25年 7月30日	国自技第 78号の2

この運用方針は、自動車事故対策費補助金交付要綱（昭和55年９月12日自保第151号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののうち、自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業に係る交付予定枠の申込み等、補助採択の方針及び補助対象経費の内容等について以下のとおり定めるものである。

（交付予定枠の申込み等）

１　事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援及び過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援）の補助対象事業者が補助金の交付予定枠の申込みを行うものとし、交付予定枠の申込み及び内定通知については、別に定める募集要領に添付している交付予定枠の申込書（様式）によるものとする。

２　地方運輸局長は、原則として予算の範囲内で交付予定枠の内定を行うものとする。

３　過去に正当な理由なく内定を辞退した者にあっては、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。

（補助採択の方針）

４　別紙１の２．及び別紙１の３．事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援及び過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援）の補助対象事業者がリース事業者である場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先へのリース料金の総額について、補助金の適用を受けない場合の通常料金の総額と受けた場合の料金の総額との差額が、補助金額を上回らなければならない。

5　自動車事故対策費補助（自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業）は、同一事業において、他の国の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けた事業には、交付しないものとする。

（補助対象経費の内容等）

6　交付要綱別表の各補助対象経費の内容は、別紙１～５のとおりとする。

7　別紙１の１．事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援）については以下のとおりとし、同一車両に複数の装置を装着する場合にあっては、車両１台分当たりの補助限度額は１５万円とする。

(1) 衝突被害軽減ブレーキについては、「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」の要件に適合したものとし、車両１台当たりの補助限度額は１０万円とする。

(2) 以下の要件を満たした①～③の装置については、同一車両に①～③の複数の装置を装着する場合（個々の装置が個別に装着できるものに限る。）にあっては、最も金額の高い装置に対してのみ補助するものとする。

① ふらつき注意喚起装置については、別紙２に適合したものとし、車両１台当たりの補助限度額は５万円とする。

② 車線逸脱警報装置については、別紙３に適合したものとし、車両１台当たりの補助限度額は５万円とする。

③ 車線維持支援制御装置については、「車線維持支援装置の技術指針」に適合したものとし、車両１台当たりの補助限度額は５万円とする。

(3) 車両横滑り時制動力・駆動力制御装置については、別紙４に適合したものとし、車両１台当たりの補助限度額は１０万円とする。

8　別紙１の２．事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）において補助を行うデジタル式運行記録計については、国土交通大臣によるデジタル式運行記録計（第Ⅱ編）の型式指定を受けている機器等又は国土交通大臣によるデジタル式運行記録計（第Ⅲ編）の型式指定を受けている機器及び当該デジタル式運行記録計を利用するのに必要となる機器等のうち、ソフトウェアにより、運行管理及び安全運転の指導に活用できるものであって、当該ソフトウェアにおいて映像記録型ドライブレコーダーにより記録された情報を活用できるものとし、車載器１台当たりの補助限度額は３万円、事業所用機器１台当たりの補助限度額は１０万円とする。

9　別紙１の２．事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）において補助を行う映像記録型ドライブレコーダーについては、次に掲げる機能を有するものとし、車載器１台当たりの補助限度額は２万円、事業所用機器１台当たりの補助限度額は３万円とする。

(1) 急ブレーキ、事故等により強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影できること。

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業において使用する乗合自動車に備えるものにあっては、運転時に連続して車内の映像を記録する機能(オプションで車内撮影用のカメラを備えることにより可能となるものを含む)を有すること。

(3) 撮影情報等を記録、出力することができること。

(4) 十分な耐久性があること。

(5) 品質が保証され、保証期間が定められていること。

(6) 機械的動作が円滑であること。

(7) 時間情報を取得できること。
(8) ８に規定するデジタル式運行記録計のソフトウェアにおいて当該ドライブレコーダーにより記録された情報を活用できる機能を有すること。
(9) 当該ドライブレコーダーにより記録された情報をソフトウェアを用いることにより安全運転に関する指導に活用できること。

10 別紙１の２.事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）において８に規定するデジタル式運行記録計及び８に規定する映像記録型ドライブレコーダーを同時に購入する場合（８に規定するデジタル式運行記録計であって、カメラ等を付加し、９に規定する映像記録型ドライブレコーダーに相当する機能を有することとなったものを含む。）における車載器１式当たりの補助限度額は５万円、事業所用機器一式当たりの補助限度額は１３万円とする。

11 別紙１の３．事故防止対策支援推進事業（過労防止のための先進的な取り組みに対する支援）において補助を行う機器等については、次に掲げる機器等でありかつ国土交通大臣による過労運転防止に資する機器として選定されたものとする。
(1) ITを活用した遠隔地における点呼機器
(2) 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器
(3) 休息時間における運転者の睡眠状態を測定する機器
(4) 運行中の運行管理機器
※上記機器の要件については、別紙１の３．を参照。

12 別紙１の２．及び別紙１の３．事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援及び過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援）においては補助対象事業者（補助対象事業者がリース事業者である場合は、貸渡し先の自動車運送事業者）当りの上限については、予算執行状況に応じて、予算の範囲内において設けることができる。

13 別紙１の４．事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援）において補助を行う事故防止コンサルティングについては、当該コンサルティングが、別紙５の規定により、国土交通大臣の認定を受けているものであることとする。

附　則
１．この内規は、平成１０年度の補助金から適用する。
２．自動車事故対策費補助（都道府県バス協会等の自動車事故防止事業の部）に関する運用方針（平成９年５月１３日自保第１２６号の３）は廃止する。

附　則（平成13年12月14日付け国自総第10044号）
１．この内規は、平成１３年度の補助金から適用する。

附　則（平成16年4月7日付け国自総第13号の2)
１．この運用方針は、平成１６年度の補助金から適用する。

附　則（平成17年4月6日付け国自総第６号）
１．この運用方針は、平成１７年度の補助金から適用する。

附　則（平成18年3月31日付け国自総第597号の2）

１．この運用方針は、平成１８年度の補助金から適用する。

附　則（平成18年7月26日付け国自総第207号）

１．この運用方針は、平成１８年７月２６日以降の交付決定から適用する。

附　則（平成19年3月23日付け国自総第554-2号の2）

１．この運用方針は、平成１９年度の補助金から適用する。

附　則（平成20年3月14日付け国自総第482号の2）

１．この運用方針は、平成２０年度の補助金から適用する。

附　則（平成21年3月10日付け国自旅第343号）

１．この運用方針は、平成２１年度の補助金から適用する。

附　則（平成22年3月19日付け国自旅第327号の2）

１．この運用方針は、平成２２年度の補助金から適用する。

附　則（平成23年3月25日付け国自旅第229号の2）

１．この運用方針は、平成２３年度の補助金から適用する。

附　則（平成24年3月30日付け国自安第96号の2）

１．この運用方針は、平成２４年度の補助金から適用する。

附　則（平成25年5月15日付け国自技第15号の2）

１．この運用方針（先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援に係る分）は、平成２５年度の補助金から適用する。

附　則（平成25年7月30日付け国自技第78号の2）

１．この運用方針は、平成２５年度の補助金から適用する。

別紙１：補助対象経費の内容

１．事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）

事業区分	事業内容	補助対象経費
事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）	（1）旅客自動車運送事業の用に供する自動車（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）及び車両総重量８トン以上の事業用貨物自動車に係る衝突被害軽減ブレーキを取得する事業 （2）旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量８トン以上の事業用貨物自動車に係るふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置及び車線維持支援制御装置を取得する事業 （3）旅客自動車運送事業の用に供する自動車（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）及び車両総重量８トン以上の事業用貨物自動車に係る車両横滑り時制動力・駆動力制御装置を取得する事業	以下に例示する経費 ○衝突被害軽減ブレーキ取得費 ○ふらつき注意喚起装置取得費 ○車線逸脱警報装置取得費 ○車線維持支援制御装置取得費 ○車両横滑り時制動力・駆動力制御装置取得費

２．事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）

事業区分	事業内容	補助対象経費
事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）	以下の機器を取得する事業 （1）デジタル式運行記録計 （2）映像記録型ドライブレコーダー	以下に例示する経費 （1）デジタル式運行記録計 ○デジタル式運行記録計に係る車載器取得費 ○デジタル式運行記録計に係る事業所用機器取得費 （2）映像記録型ドライブレコーダー ○映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器取得費 ○映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器取得費

３．事故防止対策支援推進事業（過労防止のための先進的な取り組みに対する支援）

事業区分	事業内容	補助対象経費
事故防止対策支援推進事業（過労防止のための先進的な取り組みに対する支援）	以下の機器を取得する事業 （1）ITを活用した遠隔地における点呼機器 （2）運行中における運転者の疲労状態を測定する機器 （3）休息期間における運転者の睡眠状態を測定する機器 （4）運行中の運行管理機器	以下に例示する経費 （1）ITを活用した遠隔地における点呼機器取得費 （2）運行中における運転者の疲労状態を測定する機器取得費 （3）休息期間における運転者の睡眠状態を測定する機器取得費 （4）運行中の運行管理機器取得費 （上記機器は、注２の要件を満たしたものであり、国土交通大臣が別途認定した機器とする。）

4．事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援）

事業区分	事業内容	補助対象経費
事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援）	事故防止コンサルティングの活用事業	以下に例示する経費 ○国土交通大臣の認定を受けたコンサルティングの活用に係る経費

注１）用語の定義

・デジタル式運行記録計に係る車載器・・・・・・・・・・・運行データを作成するために必要なセンサー、運行データを作成するための装置、センサーと運行データを作成するための装置を接続する部分、事業所用機器に運行データを記録又は伝達するための装置等で構成される一連の機器

・デジタル式運行記録計に係る事業所用機器・・・・・・・運行データを事業所で読み出すための専用の読取装置、運行データを分析し、運行管理及び安全運転の指導に活用するためのソフトウェア等で構成される一連の機器（電子計算機、印刷用機器は除く。）

・映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器・・・・・・加速度等を検知するためのセンサー、強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影する装置、撮影した情報、撮影を行った時間、撮影を行った時点の加速度等を記録又は伝達するための装置、センサー及び画像を撮影する装置と撮影した情報を記録又は伝達するための装置を接続する部分等で構成される一連の機器

・映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器・・・車載器において記録又は伝達した撮影情報等等を事業所で読み出すための専用の読取装置、撮影情報等を分析し、運行管理及び安全運転の指導に活用するためのソフトウェア等で構成される一連の機器（電子計算機、印刷用機器は除く。）

注２）補助対象経費

要件	項目	内容※1
(1) ITを活用した遠隔地における点呼機器取得費	遠隔地における点呼時の疾病、疲労等の確認	・営業所設置型端末※2及び携帯型端末※3又は営業所設置型端末及び遠隔地設置型端末※4のカメラによって、自動車運送事業者が運転者の疾病、疲労等の状況を動画で随時確認できること ・上記カメラで撮影した動画は、運転者の表情等を鮮明に映すことができる精度の画質を有していること
	遠隔地における点呼時の酒気帯びの有無の確認及び記録	・疾病、疲労等の確認とともに、携帯型端末又は遠隔地設置型端末のカメラで撮影した動画及びアルコール検知器の測定結果により、自動車運送事業者が運転者の酒気帯びの有無について確認できること。また、アルコール検知器の測定結果を営業所設置型端末へ自動的に記録できること
	データの保存	・営業所用端末に上記測定結果（酒気帯びの有無を確認した日時、判定結果の画像等の電子データ）を運転者ごとに記録し、運転者情報（氏名等）と併せて最低１年間保存できること

(2) 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器取得費	運転者の疲労状態の測定及び記録	・運行中における運転者の疲労状態を生体信号（心拍等）により常時測定し、記録できること
	運転者ごとのデータの管理	・運転者ごとに氏名、測定年月日及び測定データを管理できること
	運転者に対する疲労状態の通知	・運行中における運転者の疲労状態を自動的に運転者に通知できる機能を有していること
(3) 休息期間における運転者の睡眠状態を測定する機器取得費	運転者の睡眠状態の測定及び記録	・休息期間における運転者の睡眠状態を生体信号（心拍等）により常時測定し、記録できること
	運転者ごとのデータの管理	・運転者ごとに氏名、測定年月日及び測定データを管理できること
(4) 運行中の運行管理機器取得費	瞬間速度、運行距離、運行時間等の記録等	・国土交通大臣によるデジタル式運行記録計の型式指定を受けている機器により、瞬間速度、運行距離、運行時間等が記録されること
	運転者ごとの集計	・運転者ごとに記録されたデータから運行距離、運転時間等の集計表（日・週・月ごと等）等を作成できること
	自動車運送事業者による運行状況の確認	・日時、位置、運行速度、運行距離、運行時間等の情報を少なくとも10分以内の頻度で自動車運送事業者が受信できること
	運転者に対する運行状況の通知	・連続運転時間の状況を自動的に運転者に通知できる機能を有していること
	安全運転診断	・法定速度を参考に予め設定した速度、急加減速、急発進、急停車等を診断できる機能を有していること

※1 内容・・・これらの内容は、アルコール検知器と連動した携帯電話等（動画通信機能を有するものに限る。）に搭載された機能で代用できることとする。但し、データの保存は、営業所用端末に保存できることとする。
※2 営業所設置型端末・・・運転者が所属する営業所に設置した装置。
※3 携帯型端末　　　・・・運転者が携帯する装置で、遠隔地点呼を受ける運転者の位置が特定できる装置。
※4 遠隔地設置型端末・・・運転者が遠隔地点呼を受ける場所に設置された装置。

別紙２

ふらつき注意喚起装置　技術要件

１．適用範囲

本要件は、運転者の低覚醒状態（居眠り、注意力散漫や疲労など）による事故の防止を目的として、自動車製作者により自動車に備えられたふらつき注意喚起装置（以下「装置」という）に係る機能に適用する。

２．作動条件

(1) 装置は、運転者の意思により当該装置の作動・非作動、または注意喚起を行わないことを選択できるスイッチを有することができる。

(2) 装置は、運転者のスイッチ操作により非作動が選択されている場合を除き、自動車製作者が設定した規定車速以上で自動的に作動を開始するものでなければならない。ここで作動開始とは、ふらつき注意喚起に必要な情報が収集可能な、装置のアクティブ状態を指す。

３．機能要件

(1) 装置は、運転者に固有の運転状況を学習し、低覚醒状態（居眠り、注意力散漫や疲労など）固有の操舵の変化を含む情報から車両のふらつきを検知し、必要と判断した場合に運転者に注意を喚起すること。

(2) 注意喚起は音、表示、その他の手段によって行われ、運転者が容易に理解できるものであること。

４．表示装置

装置は、運転者席に故障状況を表示するものであること。

５．告知

(1) 次に掲げる場合には、少なくとも表示により告知すること。

①装置が故障により作動しない場合

②装置の作動中、運転者の意思によらず、装置の作動が解除された場合

６．フェイルセーフ

(1) 装置は、当該装置の作動状況を監視する機能を有し、この機能により故障検知を行うものであること。

７．使用者への周知

以下について、取扱説明書、コーションラベル等により使用者に対し適切に周知されること。特に(3)については、使用者が確実に熟知するよう配慮すること。

(1) 装置が作動する場合及び作動しない場合

(2) 装置の発する音、表示及びその意味

(3) 装置の機能限界（装置により居眠り運転などの防止が可能と誤解されないよう注意すること）

(4) その他使用上の注意

別紙３

車線逸脱警報装置　技術要件

１．適用範囲

本要件は、運転者の意図しないレーン逸脱時よる事故の防止を目的として、自動車製作者により自動車に備えられたレーン逸脱警報装置（以下「装置」という）に係る機能に適用する。

２．作動条件

(1) 装置は、運転者の意思により当該装置の作動・非作動、または注意喚起を行わないことを選択できるスイッチを有することができる。

(2) 装置は、運転者のスイッチ操作により非作動が選択されている場合を除き、規定車速60km/h 以上で自動的に作動を開始するものでなければならない。ここで作動開始とは、レーン逸脱警報装置のアクティブ状態を指す。

(3) 装置は、ISO17361Annex A に規定されている日本国内のレーン種別を認識可能であること。

(4) 装置は、ドライバーによる意図的なレーンチェンジを検出した場合など警報不要と想定される状態においては、警報しなくても良い

(5) 装置は、直線路及び曲線路にて作動するものとする。

３．機能要件

(1) 装置は、車両のレーンの逸脱を検出し警報を行う。

(2) 装置は、認識したレーンの外側から逸脱輪の外側までの距離が 30cm 以内に警報を発生させなければならない。

(3) 警報は音、表示、触覚を用いた手段のうち少なくとも２つ以上を用いに、運転者が容易に理解できるものであること。

４．表示装置

装置は、次に掲げる事項を運転者席に表示するものであること。

(1) 装置のアクティブ状態を運転者に表示する機能を持つ

(2) 装置の故障状態を運転者に表示する機能を持つ

５．告知

(1) 次に掲げる場合には、少なくとも表示により告知すること。

①装置が故障により作動しない場合

②装置の作動中、運転者の意思によらず、装置の作動が解除された場合

６．フェイルセーフ

(1) 装置は、当該装置の作動状況を監視する機能を有し、この機能により故障検知を行うものであること。

７．使用者への周知

以下について、取扱説明書、コーションラベル等により使用者に対し適切に周知されること。特に(3)については、使用者が確実に熟知するよう配慮すること。

(1) 装置が作動する場合及び作動しない場合

(2) 装置の発する音、表示及びその意味

(3) 装置の機能限界（装置によりいかなる場合でも逸脱防止の警報が可能と誤解されないよう注意すること）

別紙４

車両横滑り時制動力・駆動力制御装置　技術要件

１．適用範囲

本要件は、自動車の横転や横滑り等による事故の抑制を目的として、車両に不安定挙動が発生した場合、不安定挙動を抑制するようエンジン出力や制動力を制御するよう、自動車製作者により自動車に備えられた車両安定装置（以下「装置」という）に係る機能に適用する。

２．作動条件

(1) 装置は、自動車製作者が設定する規定条件で自動的に作動を開始するものでなければならない。ここで作動開始とは、コントロールに必要な情報が収集可能、且つ、ロールオーバー制御、方向安定性制御の両機能又は、いずれかの機能が作動する状態を指す。

(2) 装置を自動、または手動で無効にする事が出来る。無効とする場合、下記の条件を満足すること。

①駆動系の切り替えにより、装置が自動的に無効となる機能を装備する場合、無効有効の切り替えは、駆動動系の切り替えと連動していること。

②手動で無効とする場合装置は新たにイグニッションをオンとする際に有効となること。

③装置の無効時は警報を表示し、運転者に告知すること。

３．機能要件

装置は、以下の両機能又はいずれかの機能を備える。

①ロールオーバー制御機能（車両のロール安定性を高める機能）

②方向安定性制御機能（車両の方向安定性を高める機能）

４．表示装置

装置は、次に掲げる事項を運転者に表示する。

①作動状況（作動の有無）

②故障状況

③有効、無効の状態

５．告知

４．に示す事項について、その状態が持続しており、かつイグニッション（始動）スイッチが「オン」（運転）位置にある限り、表示され続ける。

６．フェイルセーフ

(1) 装置は、当該装置の作動状況を監視する機能を有し、この機能により故障検知を行うものであること。

７．使用者への周知

以下について、取扱説明書、コーションラベル等により使用者に対し適切に周知されること。特に(1)及び(3)については、使用者が確実に熟知するよう配慮すること。

(1) 装置が作動する場合及び作動しない場合

(2) 装置の発する音、表示及びその意味

(3) 装置の機能限界（装置により走行性能が向上し、すべての横転や横滑りを防止できる

と誤解されないよう注意すること）
(4)その他使用上の注意

事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援）において補助対象となるコンサルティングの認定基準について

Ⅰ．事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援）において補助対象となるコンサルティングの認定基準は次のとおりとする。

① 当該コンサルティングを実施する者が、当該コンサルティングを継続的に安定して遂行するための経理的基礎を有するものであること。
② 当該コンサルティングを実施する者が、事業用自動車の事故防止に資するコンサルティングを実施した実績が相当数あり、当該コンサルティングを適切に実施するための組織を有するものであること。
③ 当該コンサルティングを実施する者が、当該コンサルティングを適切に遂行する能力を有する者を相当数雇用するものであること。
④ 当該コンサルティングの内容が、事業用自動車の事故防止に資するものであり、コンサルティングを受講する自動車運送事業者の事故発生状況等の分析、分析を踏まえた事故防止対策の提案及び実施したコンサルティングの効果の検証を含む内容であり、当該コンサルティングについての報告書を作成するものであること。
⑤ 当該コンサルティングの期間が、当該コンサルティングを適性に実施するために通常必要であると認められるものであって、コンサルティングの開始から終了までが補助金の給付を受ける年度内に実施されるものであること。
⑥ 当該コンサルティングの活用に関し、広く自動車運送事業者一般を対象としたものであること。
⑦ コンサルティングの経費が、当該コンサルティングを運営するために必要な範囲内で合理的に算出された額であって、かつ、他の同様のコンサルティングに係る受講費用の水準等からみて当該額が適正であると認められるものであること。

Ⅱ．事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援）において補助対象となるコンサルティングの認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項をを記載した認定申請書を提出しなければならない。

（１）名称及び住所並びに代表者の氏名
（２）事業用自動車の事故防止に資するコンサルティング業務に係る実績
（３）コンサルティングを実施する者の選任に関する事項を記載した書類及び当該コンサルティングを実施する者の氏名、生年月日、所属部署、経験通算年数、保有資格（運行管理者資格者証等）等を記載した名簿
（４）当該コンサルティングの内容を記載した書類
（５）当該コンサルティングの見積もり書類

【留意点】

（１）、（２）については、別添１「コンサルティングメニュー認定申請書」に必要事項を記載すること

（３）については、別添２「コンサルティング指導者名簿」に必要事項を記載すること。

（４）については、別添３「認定を希望するコンサルティングの内容について」に必要事項を記載し、必要に応じて、当該コンサルティングの内容がわかる書類を添付すること。

（５）については、書式等の指定はしないが、コンサルティングに係る費用の内訳を明らかにした書類の提出が必要となります。なお、１つの営業所が受講する場合についての見積もりを提出願います。

また、Ⅱ．の申請書には、次の（ア）～（オ）に掲げる書類を添付しなければならない。

（ア）　登記簿謄本及び定款又はこれに相当する法人の根本規則が明らかとなる書類及び登録事項証明書

（イ）　申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日に属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立年における財産目録とする。

（ウ）　役員の名簿及び履歴書

（エ）　当該コンサルティングのパンフレットやホームページのコピーなど、当該コンサルティングを広く自動車運送事業者一般に公開していることがわかる資料

（オ）　その他参考となる事項を記載した書類

Ⅲ．認定に必要な手続き

上記Ⅱ．に記載された国土交通省が認定の可否の調査の際に必要となる書類等を書類の受付期間内に提出することが必要です。

１．必要な書類等の入手方法

必要な書類等については、国土交通省自動車局安全政策課（電話：03-5253-8566）にて入手することができます。

２．認定希望手続きの受付期間等

コンサルティングの認定希望手続きの受付期間は当年4月末（消印有効）です。提出にあたっては時間的な余裕をもって、できる限り早い時期にご提出ください。なお、提出の期日を過ぎた場合の受付は一切受け付けませんので必要書類を提出される際には十分に留意のうえ、提出期限を遵守願います。

３．書類の提出先

〒100-8918　東京都千代田区霞が関２－１－３　国土交通省自動車局安全政策課

４．提出にあたっての留意事項

提出資料等は返却しませんので、作成した書類を提出される際には、お手元に作成済みの書類の写しを必ず残しておいて下さい。

別添１

平成　年　月　日

コンサルティングメニュー認定申請書

国土交通大臣 殿

提出者　氏名

印

代表者氏名

次のコンサルティングメニューについて、事故防止対策支援推進事業の支給の対象となるコンサルティングの認定を希望します。

また、今般提出するコンサルティングメニュー認定申請書をはじめとする書面のすべては、下記①のコンサルティング実施者が誤りの無いことを確認したうえで提出するものです。

なお、今般希望する当該メニューが認定を受けた際には「平成23年度事故防止対策支援推進事業（社内安全教育に対する支援）において補助対象となるコンサルティングの認定基準について」を遵守するとともに、当該認定基準に違反した場合には指定を取り消される場合があることを了承いたします。

<table>
<tr><td colspan="2">①実施者の名称
（ふりがな）</td><td colspan="4">②実施者の所在地　〒（　－　）TEL　－　－
（ふりがな）
都 道 府 県</td></tr>
<tr><td rowspan="2" colspan="2">③代表者氏名</td><td rowspan="2">④実施者が事業用自動車の事故防止に資するコンサルティング業務を開始した年月日
（Ｓ．Ｈ）　年　月　日</td><td colspan="3">⑤コンサルティングに係る従業員数</td></tr>
<tr><td>合計
（　）人</td><td>部署名
（　）
人数
（　）人</td><td>部署名
（　）
人数
（　）人</td></tr>
<tr><td colspan="6">⑥事業用自動車の事故防止に資するコンサルティング業務に係る実績
（実施しているコンサルティングメニュー名、開始年月日等、具体的に記載すること。必要に応じて、実績がわかる資料を添付すること。）
（また、コンサルティングを実施したことに対する効果について検証した資料があれば、それも添付すること。）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>（ふりがな）
申請書作成
担当者氏名：</td><td>所属部署</td><td>TEL：　－　－
FAX：　－　－</td><td>担当者メールアドレス：
会社ホームページURL：http://</td></tr>
</table>

注1：本票の記載事項については、もれなく記載してください。なお、電話番号の記入にあたっては、フリーダイヤルや携帯番号等の番号は不可とします。

別添2

平成　年　月　日

コンサルティング指導者名簿

実施者の名称	
実施者の住所	

指導者氏名 生年月日(歳)	所属部署	事業用自動者の事故防止に資するコンサルティングに関する経歴や保有資格(運行管理者資格者等)などを記載	指導者経験通算年数
(主任指導者) (ふりがな) 年　月　日(　)			年
(副主任指導者) (ふりがな) 年　月　日(　)			年
(ふりがな) 年　月　日(　)			年
(ふりがな) 年　月　日(　)			年
(ふりがな) 年　月　日(　)			年
(ふりがな) 年　月　日(　)			年
(ふりがな) 年　月　日(　)			年
(ふりがな) 年　月　日(　)			年
(ふりがな) 年　月　日(　)			年
(ふりがな) 年　月　日(　)			年
(ふりがな) 年　月　日(　)			年
(ふりがな) 年　月　日(　)			年
(ふりがな) 年　月　日(　)			年
(ふりがな) 年　月　日(　)			年
(ふりがな) 年　月　日(　)			年

注1：最上段に主任指導者の氏名等を記載してください。

注2：二段目に副主任指導者の氏名等を記載してください。

別添3

平成　年　月　日

認定を希望するコンサルティングの内容について

実施者の名称	
実施者の住所	

コンサルティングメニューの名称		期間	ヶ月

コンサルティングの内容

当該コンサルティングが、事故防止に資するものであり、コンサルティングを受ける自動車運送事業者の事故発生状況等の分析、分析を含まえた事故防止対策の提案及び効果の検証を含む内容であり、当該コンサルティングについての報告書を作成するものであることが確認できるように記載願います。

(必要に応じて、当該コンサルティングについての内容がわかる書類を添付すること。)

コンサルティング実施予定表

内容	コンサルティング開始1ヶ月目			コンサルティング開始2ヶ月目			コンサルティング開始3ヶ月目			コンサルティング開始4ヶ月目			コンサルティング開始5ヶ月目			コンサルティング開始6ヶ月目			コンサルティング開始7ヶ月目			コンサルティング開始8ヶ月目			コンサルティング開始9ヶ月目			コンサルティング開始10ヶ月目			コンサルティング開始11ヶ月目			コンサルティング開始12ヶ月目		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
(例)																																				
事業者との打ち合わせ	実施																																			
事業者の事故発生状況等の分析		実施		分析終了																																
上記分析を踏まえた事故防止対策の						立案開始	立案終了																													
運行管理者・運転者を集めてのミーティング									実施	(随時フォローを行う)																										
事故防止対策の効果検証										検証着手			検証終了																							
当該コンサルティングに関する報告書															報告書作成																					

(必要に応じて、当該コンサルティングの実施スケジュールがわかる資料を添付すること)